

(あるサイトの依頼で執筆したが入稿後に連絡が途絶え掲載されなかった原稿)

## Q1：ソウル中央地方法院判決は、どこが画期的だったの？

本年1月8日、韓国のソウル中央地方法院が元日本軍「慰安婦」の原告らの訴えを認め、日本国に原告1人当たり1億ウォン(約950万円)の賠償を命ずる判決を宣告しました。日本政府は期限までに控訴せず、判決は確定しました。

### 日本政府に話し合いを求めた被害者

韓国政府は2005年の民官共同委員会見解で、日本軍「慰安婦」問題は日韓請求権協定の適用対象ではないと言明しました。しかし日韓の解釈の食い違いを解決するために同協定第3条に定められた手続(外交交渉と仲裁手続)を利用するなどの行動を起こしませんでした。被害者らはこのような韓国政府の態度(不作為)は憲法違反であるとの確認を求めて憲法裁判所に提訴し、憲法裁判所は2012年に被害者らの訴えを認めました。これを受けて韓国政府は日本政府に協議の申し入れをしましたが、日本政府は解釈上の紛争など存在しないとして拒否しました。そこで、2013年にナムムの家に住む被害者らが日本政府との話し合いを求めて裁判所に調停の申立をしました。韓国政府との話し合いには応じなくても被害者との話し合いには応じる可能性があると考えたのです。

### 日本政府は裁判を無視

裁判所は調停に応ずるか照会する文書を何回も日本に送りました。しかし日本の外務省はすべての文書を受け取らずに返送したのです。裁判所は仕方なく調停不成立の決定をしました。韓国の民事訴訟法では調停が不成立の場合には自動的に訴訟に移行します。こうしてこの裁判が始まったのですが、それでも日本政府はあらゆる文書の受領を拒み、韓国の裁判手続を無視しました。これによって手続が遅延する間に12人の原告のうち7人が亡くなってしまいました。裁判所は文書を公示送達(裁判所やネットで一定期間公開し、届いたものとみなす)して訴訟手続を進め、判決を宣告しました。

実は2000年に韓国、中国、フィリピン、台湾の日本軍「慰安婦」被害者15人が米国のワシントン連邦地裁に日本国を訴えたことがあります。このとき日本政府は訴訟手続に応じ、ワシントンの法律事務所に依頼して45頁におよぶ申立

書を提出して主権免除などによる却下を主張したのです。米国の裁判所の訴訟手続には応ずるが、韓国の裁判所の手続には応じないという日本政府の対応は明らかに韓国を蔑視した二重基準です。

### **裁判の争点は「主権免除」のみ**

民事訴訟の判断は当事者の主張にしたがって行われます。例えば、日韓請求権協定や日韓合意で解決済みという主張は被告の日本国が主張しなければ判決に反映されません。

ただし、その裁判所に裁判の権限があるかという管轄権の問題は当事者の主張と関係なく裁判所が法に照らして判断します。日本政府は訴訟手続を無視して欠席したので、管轄権の問題である「主権免除」が唯一の争点になりました。

主権免除とは、主権国家は他国の裁判権に服することはないという慣習国際法上の規則です。19世紀には主権免除は絶対的な規則と考えられていましたが、現在では、国家が行う売買などの行為(業務管理行為)や外交官による交通事故のような不法行為に関する損害賠償請求訴訟も主権免除の例外とすることが世界で認められています。

### **焦点は「人権例外」**

今回の判決で焦点になったのは、「第3の例外」ともいうべき「人権例外」です。

世界人権宣言、国際人権規約、各国の憲法などは裁判を受ける権利を保障しています。基本的人権を侵害された個人は国内裁判所で救済を受けることができます。一方で主権免除は被告が国家である場合には裁判を拒否する規則なので、裁判を受ける権利の保障と対立します。主権免除には、主権国家の尊厳を守り外交関係を安定させる利点があると言われていますが、人権救済の必要性が極めて高い特定の場合には、例外的に主権免除を否定して裁判を受ける権利を優先しようというのが人権例外の考え方です。どのような場合に例外とするかについては諸説がありますが、一般的には国際法上の強行規範(虐殺、奴隷化、強制移送の禁止のように決して逸脱が許されない規範)に違反する国家の行為によって、深刻な人権侵害が発生し、その被害者の最後の救済手段が外国に対する損害賠償請求訴訟であるような場合が挙げられています

### **人権例外を正面から認めた判決**

判決は第1章で、日本軍「慰安婦」の動員の歴史、当時日本が加入していた国際条約、日韓請求権協定、河野談話、2015年日韓合意、原告12名のうち7名が死去した事実とともに、各原告が欺罔や強制によって慰安婦として動員され、慰安所で毎日数十人の軍人と性行為を強要されたこと、慰安所で暴行され、終戦後は置き去りにされて苦勞して帰国し、その後も過去を隠して不安定な生活をしてきたことなどをかなり詳細に認定しています。被告が欠席した本件では事実関係は争点ではありませんが、人権例外の判断のため、国際法の強行規範に対する重大な違反や深刻な人権侵害の事実を認定しているのです。

そして第3章「裁判権の有無(国家免除の適用可否)に対する判断」で、下記の理由を挙げて、日本によって計画的・組織的に行われた反人道的犯罪行為である本件には主権免除を適用できないと判断しました。ヨーロッパの判例に比べても緻密で説得力のある理由と言えます。

①韓国憲法が保障する裁判を受ける権利は基本的人権の保障のための基本的人権という性格をもち、世界人権宣言も基本的人権の侵害に対して国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を保障しているので、裁判を受ける権利を制限することは極めて慎重であるべきである。

②主権免除は手続法ではあるが、手続法は実体法の権利を実現するためのものであり、手続法によって実体法上の権利が形骸化されてはならない、

③主権免除は恒久的、固定的なものではなく、国際法が個人の権利保護に向かう中で主権免除も変容した。

④武力紛争遂行中の行為には主権免除が適用されるとされているが、当時の朝鮮半島は戦場ではなかった。

⑤ウィーン条約法条約は「いかなる逸脱も許されない規範」である国際強行規範の存在を明示しているが、侵略、奴隷制、ジェノサイド、人種差別及び人種隔離、拷問の禁止、武力衝突時の国際人道法の基本原則、民族自決権は強行規範である。

⑥主権免除が国際慣習法であるとしても、その適用が憲法を最上位とする法秩序全体の理念に反する結果となる場合まで国際慣習法としての効力を認めることはできない。そして、被害者らは日本や米国の裁判所に何回も訴訟を提起したが棄却され、韓国での訴訟の他に具体的な救済手段を見出せない。

⑦主権免除理論は主権国家を尊重する意味を有するが、強行規範に違反して他国の個人に重大な損害を与えた国家に賠償と補償を回避できる機会を与える

ために形成されたものではない。

### **日韓の対立ではなく人権を侵害された個人と国家の対立**

人権例外は比較的新しい理論であり、それに対する賛否は対立し、せめぎあっています。この対立は、国家中心の古い国際法と人権中心の新しい国際法の対立の反映です。人権例外が認められれば、難民が避難先の国の裁判所に自分を迫害した国家を提訴することができるかもしれません。原爆被爆者が日本の裁判所でアメリカに損害賠償を求めたり、ベトナムの戦争被害者がベトナムの裁判所に韓国を訴える可能性もあります。つまり、これは日韓の対立ではなく、人権を侵害された個人と国家の対立の問題なのです。

このせめぎあいの中で、判決はアジアで初めて人権例外を正面から認めました。もちろん、判決の第一の意義は日本軍「慰安婦」被害者らが苦難の人生の終盤に裁判所から法的権利を認められたということにあります。しかし、国際法的にみれば、それを超えて人権中心の新しい国際法への未来を切り拓き、国家によって人権を侵害される可能性のある、日本と韓国を含む世界の人々に人権回復の新しい手段を授ける可能性もった画期的判決なのです。

### **Q2：この判決は国際法上も常識的にもあり得ない？**

1月8日のソウル中央地方法院判決について、菅首相は「国際法上、主権国家は他国の裁判権には服さない。これは決まりですから」、茂木外相は「国際法上も2国間関係上も到底考えられない異常な事態」と述べました。しかし、主権免除は日本政府のいうように絶対的なものではなく、この判決は先進的なものではあっても、決して国際法や常識に反するものではありません。

#### **「主権免除」には例外がある**

主権免除とは、主権国家は平等なので一国が他国の裁判権に服することはないという慣習国際法上の規則です。しかし主権免除が国家のどのような行為にも適用される絶対的な規則であるという考え(絶対免除主義)が支配的だったのは19世紀のことです。国家の行為が多様化し、商品の購入や工事の発注など一般人もできる行為(私法行為)を国家が頻繁に行うようになると、絶対免除主義を

維持することはできなくなりました。紛争を最終的に民事訴訟で解決することができないのでは安心して外国政府と取引できないからです。そこで、19世紀末ころから国家が行う行為を主権の行使である「主権行為」と国家の行う私法行為である「業務管理行為」に分類し、業務管理行為については主権免除を否定する判決がヨーロッパの国内裁判所に現れるようになりました。これを制限免除主義と呼んでいます。制限免除主義は徐々に世界にひろまり、韓国は1998年の大法院判決、日本は2006年の最高裁判所判決でこれを最終的に受け入れました。ほぼ100年をかけて制限免除主義が世界の東の果てまで到達したのです。

更に、領域内行われた外国の不法行為に対する損害賠償請求訴訟も主権免除の例外とする国内判決がヨーロッパに現れました。不法行為に主権免除が適用されると、外交官による交通事故の被害者等は泣き寝入りすることになるからです。不法行為例外も数十年かけて世界に広まりました。日本は2009年に制定した対外国民事裁判権法という法律で主権免除の範囲を定めていますが、この法律にも不法行為例外が明記されています。

### 「人権例外」の登場

そして、今世紀の初めころ、やはりヨーロッパの裁判所で新たな例外を認める国内判決が現れました。これが人権例外です。

1995年、ギリシャの裁判所にドイツ連邦共和国を被告とする損害賠償請求訴訟が提起されました。原告は第二次世界大戦末期、ドイツ軍が民間人214人を虐殺したディストモ事件の被害者遺族です。地方裁判所は「国家犯罪を行った国家は主権免除を黙示的に放棄したとみなす」として主権免除を否定して原告らの主張を認め、ドイツに賠償を命じました。ドイツは上訴しましたが、2000年5月4日のギリシャ最高裁判所判決は7対4の多数で、前記の理由とともに、不法行為例外も適用して上訴を棄却しました。

一方、クウェートで拷問を受けて大やけどを負ったアル・アドサニ氏が英国の裁判所にクウェートを訴えた事件で、英国裁判所は人権例外を否定してクウェートの主権免除を認め、訴を却下しました。アル・アドサニ氏は英国裁判所が司法アクセス権を侵害したとして欧州人権裁判所に英国を提訴しましたが、同裁判所も2001年に英国裁判所の判断を支持しました。しかしこの評決は9対8の僅差だったことが注目されました。

イタリアでは、ドイツ軍の捕虜となり強制労働に従事させられたフェッリー

ニ氏がドイツに賠償を求めた裁判で、一審と二審はドイツの主権免除を認めて請求を却下しましたが、最高裁判所は2004年の判決で国家による国際犯罪には主権免除は適用されないとの判断を示しました。その後、強制労働や虐殺事件の多数の被害者と遺族がドイツに対して訴訟を起こして勝訴しました。

### **人権例外に対する賛否のせめぎあい**

これに対してドイツは主権免除を認めないイタリア裁判所の判断は国際法違反であるとして国際司法裁判所(ICJ)にイタリアを提訴しました。欧州人権裁判所などに比べて保守的な傾向が強いICJは2012年に14対3の多数でドイツの主張を認めてイタリアを敗訴させました。ただしその理由は、人権例外を認める国家実行(国内判決や立法例)はまだ相対的に少数なので、現在のところ人権例外を慣習国際法と認めることはできないというものでした。つまり、ICJも将来人権例外を認める国内判決が現れることを想定していることとなります。

敗訴したイタリアの国会はICJ判決を受け入れるため、裁判官に主権免除の適用を義務づけるなどの立法を行いました。ところが、イタリア憲法裁判所は2014年にそのような法律は裁判を受ける権利を侵害して違憲であると決定したのです。

このように、国際法の世界で人権例外の肯定論と否定論はせめぎあい、一進一退しながら人権例外が少しずつ広がっています。韓国でも4月21日の同種事件の判決では1月8日の判決と正反対の判断が示され、韓国の裁判官の中でも人権例外に対する賛否がせめぎあっていることが明らかになりました。制限免除主義や不法行為例外が反対論とせめぎあいながら長い年月をかけて世界に及んでいったのと同じ過程が、今、人権例外で進行しているのです。

### **日本政府の主張は19世紀の絶対免除主義の亡霊**

このように慣習国際法である主権免除規則は絶えず発展しており、「決まりですから」というような固定的・恒久的なものではありません。今回の判決はアジアで初めて人権例外を正面から認めた、人権中心の国際法の後押しをしたという点で画期的ですが、人権例外への賛否は国際的に拮抗しており「到底考えられない異常な事態」でもありません。「到底考えられない」という政府の主張はまるで19世紀の絶対免除主義の亡霊です。人権例外のような複雑な論点に触れることを避け、国際法＝主権免除という単純な図式を繰り返し、韓国は国際法を守らない国という印象を国民に植え付けようとしているのでしょう。

[→HOME](#)